

第13回 他人の特許成立を妨げる方策！

自社の権利防衛の観点から、

他人の特許・商標登録に対し、取消・無効を請求

他社出願の特許または商標登録を情報として活用するほか、それが自社の活動を阻害したり、権利を侵害するものでないかチェックすることが重要です。

特許は、出願後1年6ヶ月で公開公報に掲載されますので、誰でも特許庁のホームページ「特許電子図書館」で閲覧できます。無料です。

商標についても同様で、出願後1ヶ月程で、商標出願情報として公開されず。

公開された特許・商標情報が自社に不利なときは、異議申立（商標のみ）・無効審判の請求、情報提供で対抗します。

「特許電子図書館」の閲覧の手続は、弊所のホームページに解説してあります。

特許と商標の差

特許では無効審判しか無いが、商標では異議申立と無効審判とがあります。無効審判の請求期間は、特許と商標の間で違いがありますので注意を要します。

異議申立は、登録された他人の商標登録を取り消す手続きであり、商標公報発行日から2ヶ月以内に、誰でも取消し理由を記載した異議申立書を証拠書類とともに特許庁に提出することで行うことができます。

無効審判は、他人の特許または商標登録を無効とすることを求める手続きです。特許の場合、誰でも請求可能です。商標の場合、請求人は利害関係人に限られます。無効審判の請求期間は、特許では制限はなく、商標の場合、公益的理由・不正登録等を無効理由とする場合には期間制限はありませんが、それ以外の無効理由では、原則として登録から5年以内となります。無効審判の請求は、特許または商標登録を無効とする理由を記載した審判請求書を特許庁に提出することにより行います。このときに必要な証拠を添付することが必要です。

異議申立制度と無効審判制度との対比

		異議申立制度	無効審判制度
制度趣旨		審査した特許・商標登録の見直し 特許の異議申立制度は 2004 年 1 月 1 日以降廃止	公益的理由 当事者間の紛争の解決
異議申立人・請求人	特許	2004 年 1 月 1 日以降廃止	原則として、何人も請求可能。 権利帰属に係る理由は利害関係人のみ。
	商標	誰でも申立て可	利害関係人
申立て・請求の期限	特許	-	期間制限なし（特許権の消滅後も可）
	商標	商標掲載公報発行の日から 2 ヶ月以内	登録から 5 年以内（公益的理由・不正登録等の場合、期間制限なし）
申立て・請求の単位	特許	-	請求項ごとに請求可
	商標	指定商品・役務ごとに申立て可	指定商品・役務ごとに請求可
異議申立て・無効の理由	特許	-	公益的理由及び権利帰属に係る理由
	商標	公益的理由	公益的理由及び権利帰属に係る理由
審理主体		審判官合議体	審判官合議体
審理の方式		原則、書面審理	原則、口頭審理
職権審理	特許	-	審判請求書の趣旨については、当事者等の申立てていない理由についても審理できる。 当事者らが手続きしない場合でも手続きを進行できる。
	商標	異議申立てのなされる指定商品・役務については、申立人等が申立てていない理由についても審理する	審判請求書の趣旨については、当事者等の申立てていない理由についても審理できる。 当事者らが手続きしない場合でも手続きを進行できる。
特許権者・商標権者の反論機会		審判官の取消理由通知に対して意見書を提出	無効審判請求に対して答弁書を提出
決定・審決	特許	-	特許を無効とする、又は審判不成立の審決
	商標	商標登録を取消し、又は商標登録を維持する決定	商標登録を無効とする、又は審判不成立の審決

次回（第 14 回）は、「特許係争とは？」についてお話しをします。